

那珂市議会 総務生活常任委員会記録

開催日時 令和6年6月11日（火） 午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 小池 正夫 副委員長 君嶋 寿男
委員 桑澤 直亨 委員 木野 広宣
委員 渡邊 勝巳 委員 萩谷 俊行
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 木野 広宣 事務局長 会沢 義範
次長 秋山雄一郎 次長補佐 岡本奈織美

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明	企画部長 渡邊 荘一
政策企画課長 金田 尚樹	政策企画課長補佐 宇佐美智也
財政課長 大内 正輝	財政課長補佐 照沼 克美
総務部長 玉川 一雄	総務課長 篠原 広明
総務課長補佐 川勾 貴弘	行財政改革推進室長 桧山 和幸
税務課長 綿引 稔	税務課長補佐 小泉 友哉
市民生活部長兼危機管理監 平野 敦史	
防災課長 秋山 光広	環境課長 萩野谷 真
環境課長補佐 諸藤 慎一	消防長 堀江 正美
消防本部総務課長 森田 伸一	消防本部警防課長 寺門 弘文

会議事件

- （１）議案第33号 専決処分について（那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）

…原案のとおり承認すべきもの

- （２）議案第35号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）

…原案のとおり承認すべきもの

- （３）議案第36号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）

…原案のとおり承認すべきもの

- （４）議案第38号 専決処分について（令和6年度那珂市一般会計補正予算（第1号））

…原案のとおり承認すべきもの

- （５）議案第40号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(6) 議案第41号 令和6年度那珂市一般会計補正予算(第2号)

…原案のとおり可決すべきもの

(7) 議案第45号 物品売買契約の締結について

…原案のとおり可決すべきもの

(8) 陳情第3号 瓜連支所の利活用に関する陳情について

…不採択とすべきもの

(9) 陳情第4号 瓜連庁舎に歴史民俗資料館の拡張・利活用を求める陳情書について

…不採択とすべきもの

(10) 調査事項について

…執行部より説明

(11) 議員と語ろう会について

…内容について協議

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 改めて、おはようございます。

お忙しい中、総務生活常任委員会にご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。
早いものでもう6月、議会が始まりまして、梅雨に来週あたりから入るんじゃないかと
天気予報などでも言われております。この時期、大変、体調を崩す、いろんな面で疲れ
もでたりということもありますので、十分に体調を整えて、残る議会に臨んでいただき
たいと思います。

本日は、審議案件が11件、慎重なる審議をお願い申し上げます。

開会前にご連絡をいたします。

本日は、換気のため、廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力
のほどよろしくお願い申し上げます。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用
し、質疑、答弁の際は、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにするなどご配慮を
お願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより総務生
活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、改めましておはようございます。

いよいよ今日から常任委員会がスタートされます。また、先ほど委員長からございましたけれども、特に今日は気温のほうも上がりますので、委員の皆さんも、また執行部の皆さんにおかれましても、体調管理に十分気をつけますようお願い申し上げます。

また、本日は会議案件ほか陳情がございますので、小池委員長の下、慎重なる審議をされますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長よりご挨拶をお願いします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は総務生活常任委員会にご出席ご苦労さまでございます。

本日提出しております議案は、専決処分関係が4件、条例関係1件、補正予算1件、その他1件の7件となっております。慎重なご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第38号 専決処分について（令和6年度那珂市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第38号をご覧ください。

議案第38号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

3ページをお願いいたします。

令和6年度那珂市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,805万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億1,805万5,000円とするものです。

6ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金4億1,485万4,000円。

19款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金320万1,000円。

7 ページをお願いいたします。

歳出になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 4 億1,805万5,000円、うち低所得者支援及び定額減税補足給付金事業 3 億6,805万5,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 議案第38号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号 令和6年度那珂市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、議案第41号をご覧ください。

議案第41号 令和6年度那珂市一般会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金374万円、5 目教育費国庫補助金39万6,000円。

16款県支出金、2 項県補助金、3 目衛生費県補助金85万円。

16款県支出金、3 項委託金、4 目教育費委託金84万円。

19款繰入金、1 項繰入金、1 目財政調整繰入金5,171万8,000円。

21款諸収入、4 項雑入、4 目雑入9,312万9,000円。

5 ページをお願いいたします。

歳出になります。

下段になります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費85万円。

6 ページをお願いいたします。

中段になります。

8 款消防費、1 項消防費、5 目災害対策費233万2,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

渡邊委員 ちょっとお尋ねしたいんですけども、予算書5 ページ、環境活動啓発事業の中の自立分散型エネルギー設備導入促進事業、ちょっと中身を教えてもらってよろしいですか。

環境課長 こちらについては、住宅用の蓄電池に対する購入費に対して補助をするというようなものでございます。

渡邊委員 蓄電池ですね。

環境課長 そうです。

渡邊委員 ちなみにこれってどのぐらいの補助の額になるんでしょうか。

環境課長 今回、補正として計上している予算については、1 件当たり5 万円を上限に17 件分、計85万円の計上としております。

渡邊委員 分かりました。ありがとうございます。

委員長 ほかにございますか。

木野委員 すみません、消防費のほうなんですけれども、国土強靱化地域計画策定事業というのが委託料になっていきますけれども、具体的にどういったことをされるんでしょうか。

防災課長 防災課よりご説明いたします。

まず、国土強靱化とは、防災・減災の取組、国のリスクマネジメントにより、強くしなやかな国土づくりをするものとして国が位置づけております。本市におきましては、国土強靱化計画の地域計画として、令和3 年度に作成したものがございまして、5 年間の推進期間が本年度をもちまして全計画が満了となること、また、昨年度、令和5 年度に国のほうで見直しをしていますので、その改定版に合わせた形の見直しを今回するため、補正を出しておるのが今の現状でございます。

木野委員 そうしますと、また新たにその資料を作成するということでしょうか。

防災課長 改定版を作成する予定でございます。

委員長 ほかにございますか。

渡邊委員 すみません、先ほどの環境活動啓発事業なんですけれども、蓄電池についての補助金を出すというお話を伺いました。これ太陽光やなんかについての補助金というのはな

いんでしたっけ、ちょっと確認します。

環境課長 市独自に太陽光発電に関する補助金は実施しておりません。

渡邊委員 となりますと、この蓄電池だけを補助するということは、要は売電をためておいて、それを補助しますんで、自分のところで災害時、もしくは夜間に使いなさいねということなのかなとは思うんですけれども、これ太陽光なんかとセットにしたほうが効率って上がるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょう。

環境課長 こちらなんです、事業の目的にも係る部分なんです、2009年に開始しました家庭用の太陽光パネルの余剰電力の買取制度、いわゆるFITと呼ばれているものが2019年度以降、順次終了していくことから、家庭における余剰電力の自家消費のニーズが増加されるということを見込まれて、今、委員がおっしゃった、もちろん災害時の補助電源にも使用できます、そういった背景がございます。

渡邊委員 目的が太陽光、要は結局、売電が終わって、その余剰電力を自分で自家消費にしたらいんじゃないですかという補助という制度はちょっと分かるんですけれども、環境的に、要はCO₂を削減したいなというのであれば、太陽光パネルを入れて、なおかつその発電した電力を自分でためて自家消費、要はゼログリッドを目指したほうがいいんじゃないですかというほうが現実的な考えじゃないかなと思うんですよ。要は売電を目的として太陽光を入れてもらって、それを余剰としてやるのであれば、それは一つの方法としてはあると思います。私も太陽光を入れていまして、売電が終わったんで、自分で蓄電池を入れて、ほとんど今の時期ですと電気代がかからず使用できているというような形もあるんです。それを補助としてやるのはいいとは思うんですけれども、何かちょっと、今、太陽光の入っている人に対してだけ恩恵があるようであって、むしろ環境問題として考えていくのであれば、発電所から電気を、今ね、原子力をあまり使っていないので、石炭なんかを燃やして、それでCO₂を大量に出していると。そこを減らしたいんだという目的があるのであれば、じゃ太陽光パネルも各家庭につけてもらって、その電気を自分で使ってもらって、少しでも発電所を回す、CO₂が出るということを減らしたほうがいいんじゃないかという目的ならまだ分かると思うんですよ。何かちょっと片手落ちなような気がするんですが、私だけなのか、ちょっとその辺をもう一度、考えをお聞きしたいなと思います。

環境課長補佐 お答えいたします。

今回、課内でも委員のおっしゃるとおりの検討をいたしました。今回の歳出予算に対する補助ですけれども、茨城県からの10分の10の蓄電池補助となっております。太陽光について県からの補助は出ていない状況になります。今回、財源という観点から、蓄電池の補助が県から10分の10でつきますので、那珂市においてもこれを有効活用していこうということで、まずは蓄電池に限って今回補正を上げさせていただきました。

以上でございます。

渡邊委員 なるほど。要は、県から補助金が出るんで、市の懐は痛まないから、補助金として出しましょうねという話ですね。

環境課長補佐 そのとおりです。

渡邊委員 いや、要はその問題意識はどこなんだというところなんですよ。要は、今回これは何のために蓄電池を入れるんですか。余剰電力を売電している人が売れなくなったので、それを自分で蓄えて使ったほうがいいんじゃないんですかというふうに聞こえるんですよ。あくまでもこれって、今、地球の保護で温暖化が進んでいる、二酸化炭素が排出されている、その環境問題をどうしようかという環境啓発の部分じゃないのかなと思うんですよ。となるのであれば、じゃ10分の10もらえるんだったら、市も少し出したっていいんじゃないのという発想で太陽光とセットで補助するというのも一つの方法じゃないかなと思うんです。

この辺は、何かちょっと、県がやっているから、その分のお金をもらえるんだから、それでいいんじゃないのという問題だけじゃなくて、そもそも地球環境をどうするんだという広い範囲の部分での環境啓発事業なのかなと思いますので、この辺はちょっと考えをプラスのほうに持っていつてもらって、費用はかかるかもしれないんですけども、少し二酸化炭素が減るような方法を市として考えてもらってもいいんじゃないかなと思います。

この件についての答弁は結構です。

委員長 担当、ありますか。なければ。

環境課長補佐 ありません。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(なし)

委員長 これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時17分)

再開(午前10時18分)

委員長 再開いたします。

財政課及び消防本部が出席しました。

議案第45号 物品売買契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

財政課長 引き続き財政課になります。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第45号をご覧ください。

議案第45号 物品売買契約の締結についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、消防団第1分団第1部配備の消防ポンプ自動車の購入に係る物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしまして、契約の目的、消防ポンプ自動車の更新になります。

契約の方法、指名競争入札による契約。

契約の金額2,535万3,000円。

契約の相手方、茨城県石岡市国府5丁目2番25号、有限会社鈴機、代表取締役、鈴木直人でございます。

次のページをお願いいたします。

納品の概要でございます。

車名、消防ポンプ自動車、使用シャシ、消防専用シャシ、シャシ寸法、全長5,800ミリ以下、全幅1,900ミリ以下、全高2,800ミリ以下。

エンジン形式、ディーゼルエンジン、乗車定員6人、ポンプ装置一式でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

副委員長 ちょっとお伺いします。

今回、第1分団第1部でポンプ車両を購入ということで、これは了解しました。ただ、今年度の予算の中に、今回、消防団の消防ポンプ車が2台計上されていますよね。その中で今回1台しか計上されていないというのは、この後また今年度中に1台購入する予定なのか、そこをちょっと確認させてください。

財政課長 併せて入札のほうは行って、既に契約はしてあります。第3分団のほうです。ただ、金額的に議会案件の金額にいていませんで、2,000万円より下ですので、そのために今回上がっていないという内容でございます。

副委員長 今回、じゃ2台を一応購入するということで決まって、その中で金額がそこまでいていないからということなんですけれども、これ4,400万円以上予算は組んでいて、今回そのポンプ車のほうが2,500万円ということで、これでいくと約1,900万円が、2,000万円弱がもう1台ということなんですか。

財政課長 先ほどちょっと一部訂正がございます。3分団と言ってしまいましたけれども、第

1 分団の第 2 部のほうになります。

こちらのほうにつきましては、契約金額としましては約1,715万8,000円になります。

以上でございます。

副委員長 その違いというのは何なの、同じポンプ車両でも、これでもちょっと金額が違うというのは、車の車種が違うとか、大きさが違うとか、そういう形なんですかね。そこをお伺いします。

消防本部警防課長 お答えします。

先ほどの議題に上がりましたのは、第 1 分団の第 1 部、自動車ポンプになります。もう 1 台にあっては、第 1 分団の第 2 部、ポンプ積載車、小型ポンプが積載されている車両となります。

以上でございます。

副委員長 ポンプ車と可搬が積んであるという形ですかね。そういう形ね、了解しました。分かりました。

23年、24年たって、これからどんどん車がまたほかの消防団のも更新する時期が来るかと思いますが、そこは継続して交換というか、更新するように、その辺はよろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございますか。

桑澤委員 すみません、ちょっと教えてもらえればと思うんですが、経過年数24年たつと更新されるというのがもう基本の路線になっているんですかね。

消防本部警防課長 お答えします。

消防団の車両にあっては、24年を目安に、財政状況を鑑みまして順次、消防団の車両を更新しております。

以上でございます。

桑澤委員 そうすると、使い終わった車のほうの処分というのはどういう形、売却とか含めてどうなっているのかちょっと教えていただければ。

消防本部警防課長 お答えします。

更新になった古い車両は、市のオークションへかけていただいて、売却しております。

以上でございます。

桑澤委員 参考までにどれくらいの金額で売れたりするんですか。

消防本部警防課長 オークションは、出品する車両によって数万円から数百万円まで差のほうがございます。ちなみにですと、15万円ですとか、以前ですと大きなはしご車ですと160万円程の値段が付くものもございました。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

木野委員 すみません、エンジン形式の件なんですけれども、これから環境問題ということで、ディーゼルをやめようという方向で進んでいると思うんですけれども、またこれがディーゼルエンジンというのは今後も続くんでしょうか。

消防本部警防課長 お答えします。

消防車両となりますと、専用のシャシのほうに積載するエンジンとなります。入札の際にガソリンエンジン、ディーゼルエンジンというような指定はしてありませんが、その消防車両の大きさによってメーカーが選定するエンジンとなりますので、それぞれの燃料を使用したエンジンの形式となります。

以上でございます。

木野委員 そうしますと、那珂市においてはディーゼルエンジンを使用している車がほとんどということでしょうか。

消防本部警防課長 お答えします。

比較的軽量の車両ですか、小型ポンプを積載しているような車両にあってはガソリンエンジンのほうが多いと思われます。また、自動車ポンプのような重量物を積むような積載にあっては、ディーゼルエンジンのほうが多い傾向でございます。

以上でございます。

木野委員 そうしましたら、今後そういう環境問題が出てくるので、こういう大きい場合にはガソリンのほうに変わっていくというふうに理解してよろしいんでしょうか。

消防本部警防課長 一応、国の基準の排ガス規制は通っておりますので、今のところ燃料によってエンジン形式を指定する予定はございません。

以上でございます。

委員長 ほかにございますか。

萩谷委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、この消防車は大体、この鈴機というところが私の記憶によると、大体、入札をとっているのかなと思っているんですけれども、指名競争入札となっていますけれども、何者くらい入札して、これ大体、鈴機がよく取っているような気がするんですけれども。

財政課長 今回の指名のほうについては9者で行っております。

以上でございます。

萩谷委員 9者でね、それだけ多くの入札をとっているんだから、この鈴機というのはよっぽど単価が安くいつも出しているのかなと思いますが、分かりました。いや、驚きました。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時28分)

再開(午前10時29分)

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席いたしました。

議案第40号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

政策企画課長 政策企画課長の金田です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第40号をご覧ください。

議案第40号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、本条例の規定による固定資産税の特別措置の対象となる事業者の認定期間を令和6年3月31日から令和8年3月31日に2年間延長するとともに、対象となる施設に子育て支援施設を追加するものでございます。

記載はございませんが、まずこの条例の趣旨のほうからご説明いたしますと、国の地方再生法に基づきまして、東京一極集中を是正するべく、東京から地方への本社機能の移転等の加速化を図るために設けられました税制上の特別措置を定めた条例でございます。

具体的には、企業が東京23区から本社機能を那珂市に移転した場合や既に市内にある本社機能を拡充した場合におきまして、資産取得価格の基準などを満たし、茨城県の認定を受けた場合に、固定資産税の課税免除等を行うというものでございます。

次の2ページに改正文がございます。その次の3ページから4ページに新旧対照表がございます。5ページの概要のほうをご覧くださいと思います。

本則等の第2条において、省令の一部改正に伴い、事業者の認定の適用期限を2年間延

長して、令和8年3月31日に改めるとともに、本社機能を有する事務所、研究所、研修所などの用に供する特定業務施設、こちらの特定業務施設の新設や増設に合わせて整備される子育て支援に係る特定業務児童福祉施設、具体的には従業員用の保育所などを対象施設として加えるものでございます。

その下の改正条例附則では、施行期日としまして、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用となりますが、対象施設の追加につきましては、令和6年4月19日からの適用となること、これは省令改正が2回ございまして、それぞれの施行日に合わせて適用するためです。また、経過措置といたしまして、令和6年4月19日前に新設され、また増設された設備につきましては、従前の例とすることを記載してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

木野委員 すみません、那珂市地方活力向上地域というのは、具体的に那珂市ではどの辺を言われるのか、また、これはいつ施行されたものなのでしょうか。

政策企画課長 まず、施行地域ですが、この地方活力向上地域は2つの事業の形がありまして、本社を那珂市に移転する移転型の場合、こちらにつきましては、那珂市の大内地区、下江戸地区、田崎地区を除く区域となっております。こちらにつきましては、鳥獣保護区域や河川、山間部、そういったところが大部分になるところはやむなく除外しているというような形になってございます。あわせまして、拡充型のほうにつきましては、既に産業の集積がある市街化区域を主にした区域ということで、菅谷地区、瓜連地区、那珂西部地区、向山地区を対象地域にしてございます。

こちらの条例につきましては、平成28年度から施行しているような形になってございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時34分）

再開（午前10時35分）

委員長 再開いたします。

総務課が出席しました。

議案第33号 専決処分について（那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

総務課長 総務課長の篠原です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第33号をお開き願います。

議案第33号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

下の提案理由です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が令和6年4月12日に公布されたことにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、別表第2が令和6年5月27日施行により削除されるということになったため、同表を引用しております本条例の一部を改正するものでございます。

次の2ページは専決処分書、その次の3ページには改正文を、4ページから6ページには新旧対照表がございまして、7ページには改正の概要がありますので、そちらをご覧くださいまして、この概要についてご説明させていただきます。

改正する条例は、タイトルにあります那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例でございまして、この条例の一部を改正するものでございます。

上の囲みの制定の理由のところは、先ほどご説明した提案理由と同じ内容でございますので、割愛をさせていただきます。

真ん中の本則等の囲みは、主な改正箇所となっております。

第2条では、右側の改正の概要にあるとおり、特定個人番号利用事務と利用特定個人情報という文言を定義として追加いたします。

第5条では、庁内連携に関する規定につきまして、法改正に合わせて文言の整理をするものでございます。

その下に米印がございしますが、これまで番号法の別表第2に規定されていた情報連携で

きる事務については、今後は主務省令において規定されるということになりましたので、今回の改正に至ってございます。

一番下の施行期日ですが、令和6年5月27日から施行となってございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時39分)

再開(午前10時40分)

委員長 再開いたします。

税務課が出席しました。

議案第35号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

執行部より説明を願います。

税務課長 税務課長の綿引です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第35号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり那珂市税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

44ページをお願いいたします。

議案第35号の説明資料となっておりますので、こちらの資料にて説明させていただきます。

1、改正の理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものでございます。

続きまして2、主な改正の内容でございます。

初めに、（１）個人市民税についての改正内容でございますが、特にア、定額減税と言われます特別税額控除が新設されましたため、この内容につきましの概要を説明させていただきます。

（ア）対象者及び減税額につきましては、令和6年度分の市県民税の所得割の税額義務者のうち、前年の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者が対象となりまして、納税者本人及びその配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の税額控除を行います。

（イ）実施の方法でございます。

上から順に、市県民税の普通徴収の方につきましては、6月の第1期分の税額から控除を行いまして、控除し切れない場合は第2期分以降の税額から控除いたします。

2つ目といたしまして、給与所得に係る特別徴収の方につきましては、通常ですと年税額は6月から次の年の5月までの12か月で割り振られ、6月から徴収が始まるわけですが、今回は、最初の徴収月であります6月には徴収せずに、年税額から定額減税をした上で控除後の年税額を7月から来年の5月までの11か月で割り振り徴収します。

3つ目といたしまして、公的年金等の所得に係る特別徴収の方につきましては、10月以後、最初に支払を受ける公的年金等の所得に係る特別徴収税額から定額減税を行いまして、控除し切れない場合には、それ以降分から順次控除いたします。

4つ目といたしまして、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の情報は、納税義務者からの申告がない限り、令和6年度分の個人住民税において、全ての対象者を把握し、定額減税を行うことは困難であるため、令和7年度分の特別税額控除対象納税義務者の個人住民税所得割から対象者分の定額減税を講ずるといった改正内容になります。

次のページ、45ページをご覧ください。

（２）固定資産税についての改正内容でございます。

ア、固定資産税、土地の負担調整措置の継続につきましては、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続するといった内容になります。

（３）その他につきましては、項ずれの修正等によるものでございます。

（４）経過措置といたしまして、令和6年度分以後に適用いたしまして、令和5年度分までについては従前の例によります。

3、経過等につきましては、ご覧のとおりでございます。

なお、議案第35号の詳細な改正文等につきましては、議案書3ページから43ページとなりまして、条例の改正文、新旧対照表、改正条例概要の順になります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

木野委員 定額減税ということで、作業が物すごく細かくなってくると思うんです。私も親とか扶養しているものですから、税務課から、やっぱり書類を上げるようにということで、書類は出したんですけれども、そういう方というのは結構いらっしゃると思うんですけれども、そういった現実的に書類とかはもう大体集まっているんでしょうか、それともまだでしょうか。

税務課長 まだ現実的には抽出が、全国的にそうなんですけれども、電算会社等、今、急ピッチで抽出のほうを進めている状態でございます。把握できるまで時間がかかるということですので、それまで通知のほうはまだいたしておりません。

以上です。

木野委員 確かに結構ニュースなんか見ている、各自治体の対応が本当に大変だという部分は分かるんですけれども、現状、今のいる人数で対応できるんでしょうか。

税務課長 難しいところがございます。対応につきましては、こちら業務委託という形で、コールセンター等設けまして、業者のほうに委託するという形を取っております。

以上でございます。

木野委員 多分大変な作業になると思いますので、しっかりと対応していただきたいと思います。また、いろんなこのちょっとしたことによってミスが起きる場合もありますので、そういったことを十分に注意されてこの作業を進めていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第36号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

税務課長 それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第36号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

13ページをお願いいたします。

議案第36号の説明資料となっておりますので、こちらの資料にて説明させていただきます。

1、改正の理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市都市計画税条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、2、主な改正の内容でございます。

(1) 都市計画税、ア、都市計画税、土地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、固定資産税と同様に価格の修正を行う措置等の現行の負担調整措置制度を継続する内容となります。

(2) その他につきましては、項ずれの修正等による改正でございます。

(3) 経過措置といたしまして、令和6年度分以後に適用し、令和5年度分までについては従前の例によります。

3、経過等につきましては、ご覧のとおりでございます。

なお、議案第36号の詳細な改正文等につきましては、議案書3ページから12ページとなりまして、条例の改正文、新旧対照表、改正条例概要の順になります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第36号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で付託された執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

執行部の皆様、ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。執行部の皆様は退席をお願いいたします。

暫時休憩して、11時再開といたします。

休憩（午前10時50分）

再開（午前11時00分）

委員長 再開いたします。

総務課が出席しました。

陳情第3号 瓜連支所の利活用に関する陳情について及び陳情第4号 瓜連庁舎に歴史民俗資料館の拡張・利活用を求める陳情書の2件について、内容が関連しているため一括して議題といたします。

最初に、事務局に陳情書を朗読させます。

事務局 それでは、陳情第3号をご覧ください。

陳情第3号、令和6年3月22日、根本正顕彰会会長、山田 正巳。

瓜連支所の利活用に関する陳情について。

日頃より根本正顕彰会の活動につきまして、ご理解、ご支援を賜り感謝申し上げます。

現在、国及び市における喫緊の課題は少子化対策であると思います。少ない子供たちで多くの高齢者を支えていかなければならないという将来不安と行政における財政難を考えると、当基本方針の趣旨は十分ご理解申し上げます。このことは、私ども顕彰会にとりましても同様な意識を共有しており、会員の減少や役員の成り手不足等を感じながら会の事業運営を行っているところであります。

私どもの活動は、根本正の功績を顕彰するにとどまらず、根本正の熟考力と、それに基づく実行力を那珂市及び全国の青少年に知らしめたい思いで今日まで努めてまいりました。しかしながら、私たちを取り巻く情勢は、顕彰会単独の努力では押しとどめることが困難となってまいりました。そのためには、持続可能な情報発信拠点が必要となると考えております。

よって、次のことを要望いたします。

1、民俗資料館の瓜連支所への移転。

理由、①既存の資料館では発掘物、古文書等が多くなり過ぎ、その保管スペースがない。
②来館者への交通アクセスが悪い。

2、民俗資料館の機能（名称）の変更。

理由、過去（歴史）を知ることは現在や未来を見ることにつながるため、機能（展示内容）を変えるとともに名称も変える。

3、那珂市名誉市民コーナーの新設。

理由、資料館に名誉市民コーナーの業務を担っていただくことにより、持続可能な情報

発信拠点が確保できる。

以上、陳情第3号になります。

続いて、陳情第4号になります。

陳情第4号 瓜連支所に歴史民俗資料館の拡張・利活用を求める陳情書。

日頃、瓜連・歴史を学ぶ会の活動にご理解、ご支援をいただき感謝申し上げます。

さて、市歴史民俗資料館は、本市の歴史、文化、風土の伝承や資料収集、調査研究の拠点として、また情報発信などの拠点として重要な役割を担ってきております。

しかしながら、当館は近年、発掘調査資料などが年々増加し、その保管スペースも限界に近い状況に来ており、展示室も十分なスペースの確保が難しく、また、総合運動公園の一面にある立地環境の制約もあり、情報発信力がそがれている状況にあります。あわせて、本市では公文書館法による公文書などの記録資料を歴史資料として保存し、利活用に供する古文書館が未設置となっております。

このような中で、本年1月4日に瓜連支所が空き庁舎、ひいては解体につながる市の基本方針（案）が公表されました。しかしながら、地域のシンボルであり歴史資産でもある瓜連支所は、瓜連庁舎は本庁舎と建設年は大差がなく、維持補修によって長寿命化が可能と思われ、利活用存続を強く要望するものであります。

つきまして、展示スペースや増大する資料の保管スペースの確保が容易であり、隣接する総合センターらば一の活用により講座室などの確保や講演会の開催が可能であること、また、国道に面した立地環境から市内外への情報発信力の強化が図られ、より充実した活動も期待できることなどから、瓜連庁舎を歴史民俗資料館などとして拡張・利活用するとともに分庁舎を活用して公文書館を設置されますよう陳情します。

令和6年3月22日、瓜連歴史を学ぶ会役員一同、代表、加藤雅美。

以上になります。

委員長 この件については、陳情提出者から内容説明の申出がありませんでしたので、このまま内容について審査を行う形といたします。

これより陳情の内容について、総務課より状況の説明をお願いいたします。

総務課長 総務課長の篠原です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、陳情第3号及び第4号の内容につきまして、現在の進捗状況についてご説明いたします。

瓜連支所庁舎の今後の在り方の検討の進捗状況でございますが、現在、庁内関係課により調整に向けまして準備を行っているというところでございます。この調整の実施では、当該資産をどのように活用していくことが持続可能で魅力あるまちづくり、市民生活の向上につながるかとの視点を持って、法的な課題などを整理してまいります。その際には、市の財政状況や地域の特性も勘案しながら、様々な角度から可能性を研究し

まして、地域の皆様と対話をしていくための土台を整理、検討してまいります。

いずれにしても瓜連支所庁舎の今後の在り方につきましては、3月に公表しました瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針でお示ししましたとおり、地域の皆様の交えて地域の活性化につながるよう、今回の陳情内容も含めて幅広く検討してまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 確認したいことはございますか。

(なし)

委員長 ないようでしたらば、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は退席をお願いいたします。

休憩（午前11時11分）

再開（午前11時12分）

委員長 再開いたします。

これより各委員より意見を伺います。

意見があればお願いいたします。

渡邊委員 では、私のほうからちょっと意見を述べさせていただきます。

執行部のほうから今ご説明があったと思うんですけども、説明の内容は前回聞いたものと同じであって、今、庁舎内部で検討中だということです。これには、具体的な利活用方法については今、検討中というよりも、まだ準備段階という話で、これから検討を進めていくという話だったと思います。

今回、陳情でいただいた内容というのは、瓜連支所を歴史的な民俗資料館のような、要は資料館ですよ。保管するような施設だとか、あとは展示用のスペースだとかという形の具体的な提案があったかと思うんですけども、今の執行部のほうの考えからすれば、まだその段階を検討するには至らない状況じゃないのかな。要は、まだ内部で調整なんかも進んでいないし、本当に総務担当だけで協議をしている、調査をしているという段階であるので、具体的なこの提案を、陳情を受けても、我々のほうで判断できないんじゃないのかなと思います。要は陳情があって、それを採択をして、それで進めましょうという判断にまで至らない段階だと思います。となりますと、私の考えとすれば、ちょっとまだ時期尚早であるのかなというふうに思っているところです。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

桑澤委員 私も渡邊委員と同様に思うところもあるんですが、やはり本当にこれから、この瓜連支所をどうするかというところ、もちろんいろんな活用方法もこれから考えられる中で、取りあえず民俗資料館をここに持ってくるとかいう話の前の段階だと思っております。なので、今後そういったものを含めて様々なほかの施設がどうなるのかも含めて検討していく必要があるかと思えますので、まだ今の段階では、おっしゃるとおりなかなか

か我々の委員会でも判断できない難しい問題なのかなと思っております。

以上です。

萩谷委員 執行部からの説明、渡邊委員からのお話、また桑澤委員の意見と私も同感で、例えば民俗資料館をすると、決まるかどうか分かりませんが、いろんな利活用方法があるのかなと思っているんですね、こればかりじゃなくてですよ。だから、その点では、まだ執行部が判断をしていないということで、この委員会として判断のしようがないというか、判断しようがないというような状況かなと思っていますので、少し時間を待ってから意見の話し合いをしても十分かなと思います。まだ時期尚早かなと思っています。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

副委員長 じゃ私からも一言、先ほど執行部からの説明がありました。3月に全協でも説明がありました。その中では、今後庁内で検討し、その後はまちづくりの委員の皆さん、瓜連地区の皆さんといろいろ協議をしていきたいという話もありましたので、まずそこからいろんな声を聞いて、その後、いろんな活性化に向けての調査結果が出てくるのかなと思います。まずその前に、少しでも早めに協議会を立ち上げていただいて、地域の住民との話し合いも進めていただければということがまず先かなと思います。その後いろんな意見が出てきて、その中の一つとして、今回の陳情で上がってきたものも考えるべきかなと思いますので、その点は今判断することではないかなと思います。

以上です。

萩谷委員 言葉がちょっと少し足りなかったんですけども、この気持ち、この陳情した人の気持ちはご理解するというのを付け加えておきたいと思います。その中で、やっぱり執行部がどういう判断をしていくかということかなと思いますので、それから総務生活常任委員会として話し合いをしていくのがいいのかなと思いますので。

以上です。

委員長 ほかに。

渡邊委員 私もやはり、こういうような陳情が上がってくるということは、やはりそれなり住民の方々もいろいろと気にかけているのかなと思います。先ほどの副委員長もおっしゃいましたように、早く会議のほうを進めていただければというのもありますので、あと、我々のほうもいろいろと、当然、市民の方々、いろいろな質問を受けてくる場合もあると思いますので、執行部の細かいスケジュールとか、あと経緯、今どこまで進んでいるかというのを逐一報告をいただいて、こちらもいろいろと意見が出せるような、提案が出せるような形が取ればというふうに思います。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより陳情第3号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

陳情第3号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしと認め、陳情第3号は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で陳情第3号の審議を終わります。

続きまして、陳情第4号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

陳情第4号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしと認め、陳情第4号は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で陳情第4号の審議を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩(午前11時16分)

再開(午前11時17分)

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席しました。

その他として、初めに調査事項についてを議題といたします。

執行部お願いいたします。

政策企画課長 政策企画課長の金田です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

調査事項として、人口減少、移住定住についてご質問をお受けしましたので、質問事項についてご説明させていただきます。

それでは最初に、(1)那珂市の人口減少の現状について、こちらの人口減少対策についてご説明いたします。

皆様もご承知のとおり日本の国全体が平成20年をピークに人口の減少局面に入りまして、那珂市におきましても国勢調査のデータで見ますと、平成12年、西暦2000年の5万5,069人をピークに緩やかな減少に転じております。令和2年、2020年におきましては5万3,502人と、20年間で約1,500人の減となっている状況でございます。

日本社会全体が人口減少、超高齢化という大きな課題に直面しているわけですが、その対策としまして、まず初めに国の動きからご説明いたしますと、人口減少の進行に対しまして、地方がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指しまして、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が制定され、同年の12月には国の第1期となるまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されました。

市におきましてもこれを受けまして、次年度の平成28年2月に第1期となる那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。この戦略そのものが人口減少を総合的にまとめた計画となっておりまして、この総合戦略に基づき、人口減少対策を進めております。

総合戦略につきましては、その後、この第1期の取組について検証を行い、人口減少対策に対応する将来展望を再整理いたしまして、令和2年5月に策定したものが現在の市の総合戦略である第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略となっております。

この総合戦略における基本的な考え方と課題等について、概略についてご説明したいと思いますので、タブレットの総合戦略の59ページ、こちらをご覧ください。

戦略の基本的な考え方としまして、人口減少を加速度的に進行させないための①人口減少社会への対応、人口減少を契機として負のスパイラルに陥らないための②地域経済縮小への対応を上げまして、続く60ページの上段の囲みになります。こちらで3つの課題を示しております。1つ目の課題は、那珂市への定住・人口流入を促進させる。2つ目の課題は、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。3つ目の課題は、人口減少に伴う地域社会の変化に柔軟に対応する、を本市の課題として挙げております。

それらの課題を解決するための基本戦略、施策につきましては、66ページをご覧ください。

こちらで4つの戦略を掲げております。戦略1は、安定した雇用の創出戦略として、農業担い手の育成支援や地元就業の促進などの施策。続く戦略2は、那珂市への人口還流戦略として、移住定住の促進や交流人口、関係人口の創出の施策を掲げております。今回質問をお受けしております移住定住につきましては、この戦略2に位置づけがされております。戦略3は、結婚・出産・子育て応援戦略として、結婚の促進や安心して妊娠・出産・子育て環境の提供などの施策を掲げております。戦略4は、時代に合った地域創造戦略として、住みよいまちづくりの推進などの施策を掲げております。

これらの4つの戦略に基づきまして、多様な各種施策を総合的に推進しておりまして、人と仕事を創生して好循環を生み出し、その流れを支える基盤としての街を構築する地方創生、こちらを成し遂げるため、全庁的な取組として人口減少対策に取り組んでおります。

このように市への定住、人口流入を促進させる取組だけにとどまらず、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現させること、人口減少に伴う地域社会の変化に柔軟に対

応するといった取組も併せまして、人口減少を克服する持続可能なまちづくりを推進しております。

なお、ただいまご説明いたしました第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間は、令和2年度から令和6年度まで、今年度末となっております、第3期となる総合戦略を今年度に策定する予定となっております。

国が示しております参考資料のほうをご覧ください。デジタル田園都市国家構想総合戦略の全体像という資料になってございます。

国では、変化する社会情勢に対応した、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すデジタル田園都市国家構想の実現を図るためということで、今までの総合戦略を深化させ、令和4年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定しました。ざっくりとご説明いたしますと、資料の中段、施策の方向というところをご覧くださいんですが、左側の4つの施策、こちらは①から④ですね、こちらは今までのまち・ひと・しごとの創生総合戦略と同じものです。こちらをベースに、こちらの右側に記載されていますデジタル実装の取組、③まで書いてあると思うんですが、こういったものを加えたものが新たな総合戦略、デジタル田園都市国家構想総合戦略となっております。

こういった国の動きを受けまして、市におきましても改めて社会経済情勢や本市を取り巻く課題等を踏まえまして、将来展望を示した人口ビジョンを修正し、本市において考えられる地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築した上で、デジタル技術の活用を含めた第3期の総合戦略として、那珂市デジタル田園都市構想総合戦略を今年度策定いたします。次年度からはこちらの新たな総合戦略に基づきまして、引き続き人口減少対策への取組を進めていく予定となっております。

(1)の説明は以上となります。

続きまして、(2)のほうを続いて説明させていただきたいと思います。

(2)那珂市の移住定住についてご説明いたします。

最初に質問いただきました移住相談窓口いい那珂 I J U-L a b o の利用状況についてご説明いたします。

移住相談窓口いい那珂 I J U-L a b o は、移住や二地域居住に興味がある方やUターン、Iターン、Jターンでの就職を希望する方、就農を目指したい方などの様々な相談に移住相談員や企業支援コーディネーターが連携しまして、ワンストップで対応する総合的な相談窓口となっております。

令和3年4月の開設でコロナ禍の中でのスタートではございましたが、オンラインでの相談も可能となっております、これまで93件の相談実績があります。内訳としましては、令和3年度が23件、令和4年度が34件、令和5年度が29件、令和6年度が本日現在までで7件となっております。

続きまして、那珂市独自の事業や計画についてですが、こちらにつきましては、市独自

事業としましては、移住に興味がある方に対しまして、市の魅力を直接知っていただく日帰りや1泊2日の移住ツアーや、学生や若者をターゲットにした就職促進ツアーを実施しました。また、学生が市内企業を取材する企業取材インターンシップでは、地元企業の独自の事業や技術を持つ事業所の魅力を発掘し知ってもらうことを通しまして、移住定住への関心の喚起を図りました。

また、県ふるさと回帰支援センター、移住交流促進機構JOINが、それぞれ主催するセミナーや移住相談イベントにも参加し、具体的に移住を検討している方に向けて、移住の相談を受けたり、市の紹介を行ったりしております。今年度も引き続き参加を予定しております。

あわせて、那珂市に住んだことがない方々に向けまして、本市での実際の暮らしぶりについて体験していただく施設としまして、お試し居住施設、いい那珂暮らしハウスを菅谷の竹ノ内地区に用意しまして、令和4年度は8組16人、計119日、令和5年度は13組34人に計77日利用していただきました。利用期間中は、移住相談を必須としまして、買物や子供との遊びなど、市内の探索だけではなく、移住者の興味がある海や山など、近隣レジャーにも足を運んでもらい、市街地と自然が程よく調和した利便性のよさを感じてもらえるなど、様々な提案をしております。

また、ウェブ上における入り口としまして、また、いい那珂暮らしを伝えるツールとしまして、移住ポータルサイトの運営や移住ガイドブックの作成などを行っております。「那珂市移住」、もしくは「いい那珂暮らし」とインターネットや、スマホなどで検索していただきますと、那珂市の移住ポータルサイト、いい那珂暮らし公式ホームページが表示されると思います。こちらについても後ほど結構ですので、ご覧いただければと思います。

続きまして、移住者に対する各種補助金の状況についてですが、いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業としまして、子育て世帯や新婚世帯の方々が市内に新たに住宅を取得した場合に補助金を交付しております。補助額は、市内転居の場合が10万円、市外から転入の場合が20万円となっております。市外からの移住を促進するとともに、市内にお住まいの方が新たに住宅を取得する際に市外に転出してしまうことを防ぐ対策も講じております。

また、東京圏から市内に移住し、仕事に関する諸要件を満たした場合に交付するわくわく茨城移住支援金、こちらは国・県の補助金を活用しまして、単身の場合は60万円、世帯で100万円のほか、18歳未満の子供を帯同した場合は1人につき100万円を加算するような補助をしております。

これらの移住の支援金を呼び水としまして、市への移住を促進しています。

続きまして、移住者に対するアフターフォローですが、こちらにつきましては、先輩移住者の中には移住体験ツアーにゲストとして参加していただき、移住に至った経緯や移

住後の生活の様子、住みやすさなどを語っていただき、参加者の相談にも応じてもらうなど、移住後も関わりを持っていただいている方もいらっしゃるようです。また、移住ポータルサイト上では、移住の検討から決定まで、具体的にどのように進めればいいのか、その基本となるステップの例などもご紹介しておりますが、移住後の生活で相談があったような場合は、ワンストップ相談窓口におきまして内容などを整理し、担当課につなげるなどのフォローを行ってございます。

以上、那珂市の移住定住につきまして質問いただいた4つの項目につきましてご説明させていただきました。このように市が実施した事業や各種補助金など、各種移住支援制度を利用して転入いただいた方の数は、令和3年度は359人、令和4年度は254人、令和5年度は264人となっております。

市の人口につきましても、少子高齢化に伴う自然動態の減が大きくなってございまして、人口全体としましては減少しておりますが、社会動態の面では転入が転出を上回る社会増の状態を保っている状況になってございます。

移住定住の促進には、特に若者や子育て世代が住んでみたい、住み続けたいと感じるような就労、結婚、子育ての希望を実現させるようなまち・ひと・しごと、こちらそれぞれに好循環を生む取組がまずは欠かせないと考えております。その上でこのような移住支援制度を活用しながら、引き続き移住定住者の確保につながる取組を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

委員長 これより質疑に入ります。

委員の皆様からの質疑、ご意見がありましたら挙手にてお願いいたします。

萩谷委員 いろいろな施策をやっているというのは今分かりましたけれども、ただ、感触ですね。感触はどのくらいで効果が出るというか、難しいと思うんですが。ただ、100%ということはまずあり得ないし、どのくらいのパーセンテージで今この施策をやって、方向に向いて、感触といいですかね、あるのかなと思って、一生懸命やっていたいているのは今分かりました。今どのくらいの感触を持ってやっているのかなと。

政策企画課長 移住定住の取組は、成果を測るのはちょっと難しい面があるなというのは感じているところではございます。ただ、先ほど申しましたが、那珂市の人口の社会動態は、まだ増加傾向を保っているということなんで、もちろん一定の効果はあると感じているところです。

また、こういった窓口とか、こういった支援制度があるということ自体が、そういった移住定住を受け入れる、もっとウエルカムですよというようなところを示すところにもなりますので、必要な事業だと感じているところでございます。

萩谷委員 先ほど、今また説明がありましたけれども、社会動態で転入者の方が多いというのはかなり効果があるのかなと思いますし、そのほかにも子育て支援なんかも結構かなり以

前よりも増えてきているのかなと思っていますので、今後ともそういうのに力を入れて、特に子育て支援ですね。まずそれが結構大事なかなと思いますので、これからも力を入れてやっていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございますか。

桑澤委員 すみません、先ほどちょっと聞き漏らしちゃったかもしれない、ちょっともう一回教えてもらえればと思うんですけども、いい那珂 I J U—L a b o、累計が、相談件数93件ということでお聞きしましたけれども、その中から実際に移住につながった件数というのはどれぐらいだったんですか。

政策企画課長 いい那珂 I J U—L a b o、移住者の数ということですが、こちらにつきましては、I J U—L a b o ですね。実際いろんな相談を受けるわけなんですけど、実際、窓口具体的に相談を受けて、実際に移住された方というのは、令和3年でいいますと、窓口相談の4件ですか、累計です。そのほかお試し居住されて実際移住された方が合計で3件となっていてございます。

桑澤委員 ありがとうございます。

そうすると、実際はそこまでなかなか難しい部分はあるかもしれないですけども、こういった例えば相談もせずに移住される方というのは逆にいらっしゃるんですか、こういう制度を使わずに移住されているケースというのは多分入ってきていないと思うんですけども、その件数というのはほぼないんでしょうか。

政策企画課長 こちらの主に相談を受けたような方というのは、どうしても県外の方が多い形で、県内から移住するような方というのは、住宅取得の支援助成をやっているんで、そういうときにコンタクトがあって、分からないこととかを聞かれたりすると思うんですけども、そういった方は相談しているというか、そういったところでのつながりは当然あるんですけども、そんな I J U—L a b o とかを利用したような移住者ではない、そういう人が実際は大部分になっているというところはあると思います。

ただ、移住支援、定住支援の補助金というのは、もうかなりの方が、ほぼ皆さん活用、家を取得するような方が来ていただいているんで、それについてはこちらの窓口とのコンタクトがありますんで、分からないこととかそういうことがあれば、そういったときに質問を受けたりするような形になっています。ただ、そういったものはちょっと相談件数と数えてはいないところもあります。

桑澤委員 そうすると、あまり I J U—L a b o、この相談を使わずにでも移住してくる方も結構いるということですね、実際はね。あまり効果が分からない、ちょっとあまり言い過ぎちゃうけれども、実際は多いですね、そうするとね。分かりました。

そうすると、基本的に移住策というのは多分どこの今、地方自治体、一生懸命、取り合いじゃないですけども、移住合戦みたいになっちゃって、本当にあまり、これもふるさと納税みたいに、結局どこが取るかみたいな、あまり根本的な解決になっていないん

じゃないかと僕は思うんですけども。根本的な解決というのは、やっぱり少子化対策だと思うんですよね。その自治体の人口を自治体で増やしていくというのをそれぞれ本来やるべきで、ほかから取るという発想はあまり、それはいいんですけども。あまり絶対的な、日本国家とすれば、あまり効果があるのかなとちょっと思ってしまう部分があって、むしろそういう少子化対策のほうが力を入れるべきなのかなと個人的には思うんですけども。

そういった意味では、さっき聞いた移住策というのがどれぐらい効果があって、どれぐらいの人が一生懸命やって来てくれているのかなというのがちょっと疑問だったんでお聞きしたんですけども。

以上です。ありがとうございました。

渡邊委員 すみません、ちょっとお聞きしたいんですけども、移住された方が何が決め手で那珂市を選んだのかというのというのはある程度、意見交換かなんかでそういう話が出るんですか。

政策企画課長 移住された方、結構、住宅を取得した方は住宅取得助成というものをしていますので、そのときにアンケート調査などはしてございます。やはり実際、田舎と利便性がある程度うまく調和したというようなところに魅力を感じていただいていることだとは思いますが、基本的に、やはり水戸市・ひたちなか市のそういった仕事場に近いというようなところは、大きな要素なのかなとは感じております。

渡邊委員 ありがとうございます。

では、ここが変えられたらもっといいのになという意見も当然あるんですかね。今ちょっと確かに水戸市、ひたちなか市に通うのには、通勤するのには距離が近くで便利だよ、自然もあって、都市もそれなりにきれいに整備されていてというところもあって。ただ、ここをちょっと直すともっといいのになというような意見もあるんですかね。

政策企画課長 先ほど桑澤委員のほうからもお話がありましたが、やはり地域間競争になっているところもあるので、単純な意見とすれば、もっと助成金とか支援金が欲しいというような話は当然なくはないです。ただ、そういったところにあまり入れても、やっぱりそれはただのゼロサムゲームというか、そういったところもありますので。やはり確かに人口の解析からしますと、日本全体そうなんだろうが、人口が大きく減っているのは明らかに少子高齢化を止められていないということで、やはりその出生が上がってこないことには、人口としては間違いなく、日本全体がもう減ってしまうというのは明らかになっているところですけども、その歯止めが効かないというような形にはなっているんで。ここって難しいところなんですけれども、やはりそういった子育てとか、就労とか、結婚とか、そういったところを総合的に下支えしていないと、選ばれる市町村にならないのかなというのは感じているところでございます。

渡邊委員 もう一点、すみません。じゃ県外から、この近隣に住んでいる方が移転でもあれな

んですけれども、県外から移住されてきている方というのは、ちょっと今までの仕事を変えてきている人もいるでしょうし、そもそもここへ新たな就職をしてここに住み始めるという方もいるとは思いますが、その辺というのは、就労先やなんかというのは結構決め手になっているんですかね。

政策企画課長 県外からの移住ということになりますと、例えばわくわく茨城の支援金なんかで移住された方は、仕事としてはテレワークというような形で移住されているということを知っています。なので、あとはやはり県外から移住される方は、どうしても那珂市なり、茨城県なりにもともと縁がありまして、選ばれているというような面は大きいんじゃないかと感じているところです。

渡邊委員 分かりました。ありがとうございます。

副委員長 何点か私からもちょっとお伺いしたいんですけれども、この人口減少、移住定住ということで、まず那珂市が何を目的としているか。県外からの移住者を集めたいのか、それともこの近隣の那珂市以外の県北とか、先ほど話が出た仕事、職場が近いから、この近隣の方を那珂市に定住というか住んでもらうのか、その辺のまず方針はどちらを取っているんですか、お伺いします。

政策企画課長 委員がおっしゃるとおり、実際に事業をやるに当たって、どこをターゲットにというのはもう重要な要素なんだと思います。でも、どちらにというのを厳密に絞っているということは、今のところはないです。ただ、もちろん県外の人にも受け入れるような体制は必要ですし、近隣の市外の方が入ってくるという体制も必要です。もう一つ言えば、もう市内の方が外になかなか出ていかない、こちらに定住していただくというのにも必要なので。それら強弱はあると思いますが、全て対応していく必要があると感じております。

副委員長 そうすると、市外、県外、両方対応するということですが、まずさっきお話しとかのツアー、1泊ツアーというのを聞きましたけれども、利用する方がいますけれども、じゃその方たちが本当にこの那珂市に住んでみたいとか、そういうだけじゃなくて、いろんな観光地に出向いていろんな観光をして、いい場所があるねというだけの判断で終わってしまったのでは、この政策だって意味はないと思うんですよね。やはりここに住んでもらって、ここでいろんな作業をしてもらって、この那珂市の住民と交流を持ってもらって、那珂市に住んでみたいというのならいいんですけれども、ただここに住んで、ここからいろんな観光地を行っているというのと、ちょっと民泊みたいな、ちょっとここに泊まって、そういう事業にされては困るなと思うので、そこはきちんと、ここを利用して、この市内に泊まってもらったら、この那珂市のどんどんないいものを知ってもらって、交流して、住んでもらうと、そういう方向へ進めていただければ一番いいのかなと思うんですね。

先ほど那珂市とほかの市のどこが違うかというのはちょっと私も興味があったんですけ

れども、住宅助成金というのは、これはどこもやっていますよね。リフォーム助成金もそうですし。ですから、そういうものじゃなくて、ここで子育てしたい、ここで住みたいという、やはりもう職場が近いのであれば、ここに若い世代が住めるような住宅地をいろんな民間を使って、ここに住んでもらう。建て売りを買うだけでなく、民間と行政がタイアップする、よく言う今の境町なんかがどんどん今定住、若い世代が子育てして住むというのは、民間が建てた建物に家賃として5万いくらかを払って、20年間住んでいけば、もうその家は持家になりますよとか、そういう条件をつけながら、何かここに住んでもらうようなものも必要なのかなと思うんです。

もう人口減少とか少子化というのは、とにかく減るのは見えているんで、食い止めるというのを、いかにこの那珂市に住んでもらうかといったら、県北の方も勤めをするのには一番ここがいい場所、子育て、学校に通うのもいい場所ですよという、何か売りを、そのPRをもっと出していけば、ここに住んでもらえるのかなと感じるときがあるんです。やはり駅もたくさんあるし、学校に通う子供たちだって、ここから高校に通ってもらおうというのも一番利便性のいい場所なんで、そういうこの那珂市のよさをどんどん皆さんに知ってもらって、住んでもらえる魅力を発信したほうがいいのかなと思うんです。そこをちょっともっと売りに出したほうがいい。

だから、県外の人を移住といっても、なかなか県外の人には来ないと思うし、それを若い世代がここで子育てするような。あとは企業誘致をして、ここでやはり就労とかの働く場をつくるのも一つの方法かなと思うんで、その辺をちょっと考えていただければと思います。

委員長 ほかにございますか。

木野委員 私のほうからは要望ということで、今までは各委員からいろんな意見が出たと思うんですけれども、それを今年度、まち・ひと・しごと創生総合戦略で第3期を迎えるということですから、その辺も全部踏まえた上でいろいろ検討していただいて、まとめていただきたいと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

以上です。

委員長 それでは、以上で終了といたします。

本日はどうもありがとうございました。執行部は退席願います。

休憩（午前11時49分）

再開（午前11時49分）

委員長 それでは、再開いたします。

今、執行部から説明いただいた内容を精査して、今後の視察先への質問事項等にしていけばと思いますので、よろしく願いいたします。

視察先につきましては、事務局と相談し決定していきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

続きまして、議員と語ろう会についてを議題といたします。

5月28日の全員協議会の際に議会運営委員会の委員長より報告があったとおり、今年の議員と語ろう会は、各常任委員会で年2回以上実施することになります。総務生活常任委員会として、いつ頃実施し、対象者及びテーマをどのようにするか協議したいと思いますので、委員の皆様、ご意見のほうをよろしくお願い申し上げます。

この場で決定ということではございませんし、意見等々出していただきながら、事務局とも詰めていきたいと思います。また私と副委員長とも相談しながら、1日で午前、午後でやるとか、また別日で2日間設けてやるのか、それか、調査事項にのっとして、どういうところにオファーをかけて人を集めるかということも順次決めていきたいと思いますので、皆さんいろいろお考え等々あると思いますけれども、そのような意見等も後で頂戴したいと思います。よろしくどうぞお願い申し上げます。

渡邊委員 議員と語ろう会のほうの対象というか内容とか、ちょっとあれなんですけれども、先ほど執行部のほうから、我々の調査事項でもありましたけれども、移住定住というのは一つの調査事項としていますので、この移住された方からちょっとお話を聞いてみたいなのところがありますし、なかなか移住された方がこういう場に出てくる機会も少ないのかなと思いますので、そういう機会を設けて上げるのも一つの方法ではないのかなと思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

確かにそのとおりだと思いますね。移住して、今どういう感じにいるのかとか、これから那珂市のほうの施策に対してどういうふうな感じを受けているのか、意見等々聞いて、それで市のほうにも反映して、これからの参考にもできますのでね。

ほかございますでしょうか。

木野委員 今、渡邊委員がやっぱりおっしゃられましたけれども、先ほども政策企画課のほうで言っていましたけれども、先輩に、体験を発表してもらおうというのがありましたので、そういう意見はすごく大事だなと思いますので、私もその意見に賛成です。

委員長 意見があれば。

萩谷委員 私も移住者、今までこういったら失礼ですけども、議員と語ろう会に来ている人という決まった人が大体来るようになっちゃっている状況ですよ。だから、移住者の人で今まで語ろう会に出たことがあるのかどうかよく分かりませんが、大体なかったような。そういう意味では、結構移住者がいるみたいですから、執行部と連絡とってそういう人に案内を出して、いついつやりますと、出席どうでしょうかという案内を出してやるのはいいかもしれないですよ、多分ね。いろんな意見聞いて。さっき言ったように参考にしてもらおう、執行部にもそういう意見をね。私は賛成です。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

桑澤委員 私も今、渡邊委員おっしゃった移住者含めた、対象に語ろう会をやられたらいいと思いますし、移住者の中のミーティングというか、集会があるみたいですから、そういったところに顔を出していくという方法もあるかと思いますので、そういった形で開催できればよろしいんじゃないかなと思います。

以上です。

委員長 私のほうからよろしいですかね、委員長として。あとは人口減少とか自治会加入率の問題等々で那珂市のまちづくりの委員会の委員長とか、そういう役職に就いている方のご意見等々いただきながら、那珂市でも非常に温度差もある自治会もございますので、どういう問題点が今あって、どのようにするとどういうふうになるのかということの意見等も参考までに頂戴したいというところを考えておりますので、まちづくり委員会のほうにもちょっとオファーをかけてご意見等々を頂戴したいという考えも持っております。

この2点ぐらいで、大体それで広げていけばよろしいかなと思います。よろしいでしょうかね。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 それでは、後でこの件につきましては詰めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

時期につきましては、事務局と相談して決めていきますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。これは月によって、7月にするのか10月にするのかいろいろありますので、それは後で追ってまた相談していきたいと思います。

本日の議題は全て終了いたしました。

以上で、総務生活常任委員会を閉会いたします。

大変長時間、皆様ご苦労さまでした。

閉会（午前11時55分）

令和6年8月8日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 小池 正夫